

## 会員保険制度のあらまし

- ① 会員傷害保険（会員1人当たり）（入院・通院は合算最高限度180日）
- 死亡・後遺障害保険金額 900万円（最高）
  - 入院保険金額（日額） 5,000円
  - 通院保険金額（日額） 3,000円
- ② ケガをした場合（診察・治療費等は自分で清算し、完治後保険給付金が支給）
- 自分自身の健康保険証を使って医師の治療を受けて自分で支払を行う。
  - ケガの状態、ケガをした時の様子などをセンターへ報告して下さい。自ら報告できない時は、近くにいる人に依頼し、必ず一報して下さい。
  - 傷害保険の手続きはセンターで行ないます。
  - 団体傷害・賠償責任保険については、センターが契約しており、保険料掛け金は現在センターで全額負担しています。（今後は補助対象外経費のため自己負担を検討しなければならないことも考えられる。）
- ③ 保険適用の場合
- センターが受けた仕事を会員が行なっているとき及び仕事先との往復事（通常経路）のケガ（急激かつ偶然な外来の事故による傷害）
  - センターの指示で総会・講習会等に参加中及び往復時のケガ
  - センターの指示により、仕事の見積り、下打ち合わせ、資材の準備等の為の目的で工作中及びその往復時のケガ  
※往復時のケガは通常経路における場合に対象となります。
  - 保険金請求額が10万円以上、たとえば通院が34日以上となる場合や入院の場合は診断書（専用様式有）が必要になります。
- ④ 保険適用がないケース・・・センターが受け付けていない仕事や個人での仕事中等、また自分の持病（心臓病・脳梗塞・高血圧症・糖尿病等ほか）が原因での事故等はシルバー保険の対象外です。自分自身の健康管理はしっかり行い健康診断等は定期的に積極的に受信して管理責任は自分自身で持ちましょう。
- ⑤ 賠償責任保険

	賠償区分	てん補限度額（または保険金額）		
		1名	1事故（請求または1補償）	保険期間中
請負	対人賠償	3,000万円	1億円	/
	対物賠償	/	1,000万円	/
生産物	対人賠償	1億円	1億円	1億円
	対物賠償	/	1,000万円	1,000万円
受託者	対人賠償	/	1,000万円	1,000万円
人格権等侵害事故		100万円	100万円	100万円
管理財物事故 自己負担額1万円		/	1,000万円	1,000万円

※自動車を所有、使用、管理することによって生じた事故については、相手方等へは賠償等はありません。（自分の自賠責・任意保険で対応してください。）